

## 岐阜県地域防災計画における火山防災対策に係る記載状況

岐阜県防災課

活火山法に基づき地域防災計画に定める事項	岐阜県地域防災計画における記載箇所	『住民』向けの対策 内 容	『登山者等』向けの対策 内 容
1 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項	第2章 第12節 火山災害対策 (P. 42～P. 44)	<p>(4) 災害危険予想区域の把握 市町村は、火山防災協議会での検討を通じて、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区における警戒避難対策を市町村計画に定め、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、噴火、降灰（れき）、溶岩、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等火山現象によるあらゆる種類の災害を想定するものとする。</p> <p>(8) 噴火警報等の伝達体制の整備 国、県及び市町村は、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、臨時と付した火山の状況に関する解説情報（以下、「臨時の解説情報」という。）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。また、登山者等への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、臨時の解説情報に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応・手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておくものとする。また、火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを、火山防災協議会において整備するものとする。</p> <p>(13) 警戒避難体制の整備 国及び県は、焼岳、乗鞍岳、御嶽山及び白山について、地震計、傾斜計、空振計、GNSS、雨量計、ワイヤーセンサー、監視カメラ等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、火山の異常な活動を把握した際の情報等を市町村に伝達する体制の整備を図るよう努める。</p> <p>市町村は、得た情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備を図るものとする。</p> <p>(16) 火山に関する知識・理解の向上 県及び市町村は、火山に関する情報を評価・判断する能力を高めるため、職員の専門的知識向上に努めるものとする。</p> <p>また、火山と共生するための知恵を身に付けるため、学校教育の場において、火山に関する知識、過去の活動状況、災害時の避難方法等に関する防災教育を行うよう努めるものとする。</p>	
	第3章 第14節 火山災害対策 (P. 167～P. 168)	<p>(2) 噴火警報等の伝達体制 県は、国から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。</p> <p>市町村は、県から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市町村防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。</p> <p>また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。</p> <p>なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。</p> <p>ア 噴火警報等の発表及び通報、伝達 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが噴火警報等を発表し、岐阜地方気象台はそれを関係機関へ伝達する。</p> <p>イ 噴火警報等の伝達系統 噴火警報等の伝達は、別添1の「伝達体制図」に定めるところによる。</p> <p>ウ 異常現象発見者の通報義務及び通報先 市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項について、住民、登山者等に周知徹底するものとする。また、異常現象を了知し気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3) 通信連絡対策 ア 通信連絡の方法 通信連絡の方法は、「第3章第7節 通信の確保」に定めるところによる。</p> <p>イ 無線局の確保 県及び市町村は、無線局の移転など安全を確保し、併せて非常用電源設備を整備し、停電に備えるものとする。</p> <p>ウ 車載型無線、携帯型無線の確保 県は、県の移動系無線の活用と、各関係機関の持つ車載型無線、携帯型無線を動員し、有効適切な通信連絡体制を確保するものとする。</p> <p>エ 関係機関との協力体制 県及び市町村は、放送局、防災関係機関との協力体制を緊密にするとともに、東海地方非常通信協議会の組織を通じ通信の万全を図るものとする。</p> <p>オ 放送の優先利用 県及び市町村は、緊急を要する場合で特別の必要があるときは、放送協定により、関係放送局に災害に関する通知、要請、伝送及び警告等の放送を要請するものとする。</p>	

注) 「内容」欄の下線部分は平成29年3月の改正予定箇所を示す。

活火山法に基づき地域防災計画に定める事項	岐阜県地域防災計画における記載箇所	『住民』向けの対策	『登山者等』向けの対策						
		内容	内容						
2 市町村が「警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項」を定める際の基準となるべき事項	第3章 第14節 火山災害対策 (P. 165～P. 169)	<p>(1) 噴火警報等の種類と発表及び伝達</p> <p>ア 噴火警報・予報</p> <p>(ア) 噴火警報・予報の種類</p> <p>a 噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、警戒が必要な範囲を付した名称で発表する。</p> <p>b 噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、火山活動が静穏な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。</p> <p>(イ) 噴火警戒レベル</p> <p>火山活動の状況に応じて警戒が必要な範囲と防災機関や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。</p> <p>岐阜県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。</p> <p>なお、御嶽山の噴火警戒レベルは別表3に、焼岳の噴火警戒レベル表は別表4に、白山の噴火警戒レベルは別表5に、具体的な規制範囲等は市町村の地域防災計画に記載する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>岐阜県の活火山の噴火警戒レベル運用状況</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>火 山 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒レベルが運用されている火山</td> <td>焼岳、御嶽山、白山</td> </tr> <tr> <td>噴火警戒レベルが運用されていない火山</td> <td>アカダナ山、乗鞍岳</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 噴火警戒レベルが運用されている火山 …… 【別添 資料1のとおり】</p> <p>(エ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山 …… 【別添 資料1のとおり】</p> <p>(4) 避難勧告等の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定</p> <p>市町村は、火山噴火等により住民、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。</p> <p>市町村は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民、登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努めるものとする。</p>	区 分	火 山 名	噴火警戒レベルが運用されている火山	焼岳、御嶽山、白山	噴火警戒レベルが運用されていない火山	アカダナ山、乗鞍岳	
		区 分	火 山 名						
噴火警戒レベルが運用されている火山	焼岳、御嶽山、白山								
噴火警戒レベルが運用されていない火山	アカダナ山、乗鞍岳								
<p>&lt;噴火警報等の受理・伝達系統図&gt;</p> <pre> graph TD     A[気象庁 地震火山部火山課 火山監視・警報 センター] --&gt; B[中部管区警察局]     A --&gt; C[消防庁]     A --&gt; D[NIT 東日本局又は NIT 西日本*]     B --&gt; E[岐阜県警察本部]     C --&gt; E     D --&gt; E     E --&gt; F[関係警察署]     E --&gt; G[関係市町村 (消防本部)]     F --&gt; H[交番・駐在所]     G --&gt; I[市町村 地球関係機関]     E --&gt; J[岐阜県(防災課)]     J --&gt; K[県支部等 防災関係機関]     I --&gt; L[住民、登山者等]     J --&gt; L     K --&gt; L     M[岐阜 地方 気象 台] --&gt; N[NHK 岐阜放送局]     M --&gt; O[報道機関]     M --&gt; P[防災関係機関]     N --&gt; L     O --&gt; L     P --&gt; L   </pre>									
<p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。 * NTT東日本又はNTT西日本の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。</p>									

注) 「内容」欄の下線部分は平成29年3月の改正予定箇所を示す。

活火山法に基づき地域防災計画に定める事項	岐阜県地域防災計画における記載箇所	『住民』向けの対策	『登山者等』向けの対策
		内容	内容
3 市町村が「避難施設その他の避難場所に関する事項」を定める際の基準となるべき事項	第2章 第16節 避難対策 (P. 49～P. 50)	<p>(3) 避難場所・避難所</p> <p>市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>ア 指定緊急避難場所の指定</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。</p> <p>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>イ 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</p> <p>なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。</p> <p>なお、指定避難所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。</p> <p>市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p>	
	第2章 第12節 火山災害対策 (P. 43)	<p>(10) 指定避難所の設定</p> <p>ア 指定避難所の指定</p> <p>市町村は、火山ハザードマップ等を踏まえ、安全な地域に、指定避難所を指定し、地域防災計画に定めるものとする。指定避難所の指定にあたっては、避難対象地域の人口を試算しておき、施設として収容可能かどうかを確認し、地域コミュニティに配慮した収容ができるように、地区別の割当てについても検討しておくものとする。また、指定避難所を指定する際、岐阜地方気象台及び火山専門家等から火山現象の特性等に関する助言を得るものとする。</p> <p>避難計画では、指定避難所や、市町村が指定避難所に関する事項を定める際の基準となるべき事項などを定めておくものとする。</p> <p>イ 避難の長期化に備えた対策</p> <p>市町村は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達するものとする。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決するとともに、旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたるものとする。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進めるものとする。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施するものとする。</p> <p>県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市町村と協力し情報を正確に避難者に伝達するとともに、県が保有する施設で、長期の避難生活に対応した避難所となり得る施設をリストアップし、市町村に提供するものとする。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保するものとする。</p> <p>市町村は、岐阜地方気象台の協力を得て、火山活動の状況や予測される火山活動の推移等について、定期的に説明会を開催するなど情報提供し、避難者や住民等の不安の軽減を図るものとする。</p> <p>ペット・家畜は原則として所有者の責任において避難先を確保すべきであるが、市町村は、確保できない場合を想定して、臨時の預かり所や避難先の確保、搬送方法など火山防災協議会等において対応を協議するものとする。</p> <p>避難計画では、避難生活が長期化することに備えて、環境面に配慮した避難所の設定や避難者への物資、生活面に関わる支援内容について定めておくものとする。また、顕著な地形・地表面の変動を伴う溶岩流や規模の大きな火砕流、土石流に被覆が予想される地域等では、数年に及ぶ避難の長期化や場合によっては今後居住が困難となる可能性があることにも留意するものとする。</p> <p>(11) 指定緊急避難場所</p> <p>ア 指定緊急避難場所の指定</p> <p>市町村は、対象とする火山地域で想定される火山現象や噴火シナリオに基づく避難の基本的な方針を踏まえ、住民、登山者等が身を守るための場所として、市町村内において、適切に指定緊急避難場所を指定し、地域防災計画に定めるものとする。また、指定緊急避難場所を指定する際、岐阜地方気象台及び火山専門家等から火山現象の特性等に関する助言を得るものとする。なお、災害の想定等により、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けることで、より効率的な避難が可能となる場合もあることから、地域の実情に応じ、火山防災協議会等で、近隣市町村への指定についても検討するものとする。</p> <p>避難計画では、指定緊急避難場所や、市町村が指定緊急避難場所に関する事項を定める際の基準となるべき事項などを定めておくものとする。</p> <p>イ 指定緊急避難場所の指定が困難な火山地域</p> <p>指定緊急避難場所の指定が困難な火山地域では、退避壕等の新設、既存施設の補強、危険を少しでも軽減する可能性のある場所及び施設を指定するなど、緊急退避を行う場所を確保するものとする。</p>	

注) 「内容」欄の下線部分は平成29年3月の改正予定箇所を示す。

活火山法に基づき地域防災計画に定める事項	岐阜県地域防災計画における記載箇所	『住民』向けの対策	『登山者等』向けの対策
		内 容	内 容
4 市町村が「避難路その他の避難経路に関する事項」を定める際の基準となるべき事項	第2章 第16節 避難対策 (P.51)	<p>(4) 避難路及び避難先の指定 市町村は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>(5) 避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制 県警察は、平時から避難場所、避難所及びその周辺道路について、災害発生時の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施するものとする。</p>	/
	第2章 第12節 火山災害対策 (P.43)	<p>(12) 避難経路の設定 市町村は、住民、登山者等が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあたっては、火山防災協議会における協議とともに、岐阜地方気象台及び火山専門家等からの火山現象の特性等に関する助言や火山地域の実情に詳しい観光関係団体の意見も踏まえて定めるものとする。また、迅速な避難を実施するため、避難経路上で、道路の容量や交差点などの渋滞が発生すると予想される箇所の有無を確認し、必要な対策を講じておくものとする。なお、避難経路は、火山現象や土砂災害の危険性等を考慮し、複数定めておくものとする。</p> <p>避難計画では、火山地域の特性を踏まえ、避難対象地域から避難所等までの安全な避難経路を設定するとともに、その代替ルートも設定しておくものとする。また、避難経路によって、活用可能な避難手段が変わり得ることを考慮するものとする。</p>	

注) 「内容」欄の下線部分は平成29年3月の改正予定箇所を示す。

活火山法に基づき地域防災計画に定める事項	岐阜県地域防災計画における記載箇所	『住民』向けの対策	『登山者等』向けの対策
		内 容	内 容
5 避難に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	第2章 第16節 避難対策 (P. 49)	<p>(2) 行政区域を超えた広域避難の調整</p> <p>県、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>県、市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	
	第2章 第12節 火山災害対策 (P. 42)		<p>(7) 避難及び救助に関する市町村の区域を超えた広域的な調整</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、山頂付近の被災者情報の収集・集約方法や救助部隊の活動基準の策定とその運用など、市町村域を超えた広域にわたる連携が必要となる事項をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。</p> <p>なお、山頂付近の被災者情報の収集・集約方法については、登山届を活用するほか、山小屋の管理人等からの情報収集に努めるとともに、被災者情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>また、救助部隊の活動基準については、火山性微動、火山性地震、ガス濃度、落雷及び降雨等を勘案した活動時間・活動の要否の判断基準など、あらかじめ定められる部分は基準として定めておき、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じ、発災後速やかに基準を作成したうえで、救助部隊間で基準を共有するものとする。</p>

注) 「内容」欄の下線部分は平成29年3月の改正予定箇所を示す。

活火山法に基づき地域防災計画に定める事項	岐阜県地域防災計画における記載箇所	『住民』向けの対策	『登山者等』向けの対策
		内容	内容
6 救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項	第2章 第6節 広域的な応援体制の整備 (P.29～P.30)	<p>(1) 広域的な応援体制の整備 県及び市町村は、県又は市町村域を超えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。 また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき県内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。</p> <p>(2) 県域を超えた広域相互応援 ア 他の都道府県との相互応援協定の締結 県は、次のとおり、大規模災害に当たっての他の都道府県との相互応援に関する協定を締結し、又は締結を検討する。 a 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定 b 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定 c 隣接県との災害応援に関する協定 d 同時に被災する可能性の少ない遠隔の県等との災害時の相互応援に関する協定 イ 県外の市町村との相互応援協定の締結 市町村は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結するものとする。 ウ 防災関係機関との協力体制 県及び市町村は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておくものとする。</p> <p>(3) 県内相互応援 ア 県及び市町村災害時相互応援協定 県及び市町村は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努めるものとする。 イ 広域消防相互応援協定 市町村は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。</p> <p>(4) その他の応援体制 ア 緊急消防援助隊 県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。 イ 警察災害派遣隊 県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。 ウ 広域航空消防応援 県及び市町村は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。 エ 県は、<u>地域の実情を踏まえ、県防災ヘリコプターなどの災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ検討しておくものとする。</u></p>	
	第2章 第12節 火山災害対策 (P.42)		<p>(7) 避難及び救助に関する市町村の区域を超えた広域的な調整 県、市町村及び防災関係機関は、山頂付近の被災者情報の収集・集約方法や救助部隊の活動基準の策定とその運用など、市町村域を超えた広域にわたる連携が必要となる事項をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。 なお、<u>山頂付近の被災者情報の収集・集約方法については、登山届を活用するほか、山小屋の管理人等からの情報収集に努めるとともに、被災者情報を共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。</u> また、<u>救助部隊の活動基準については、火山性微動、火山性地震、ガス濃度、落雷及び降雨等を勘案した活動時間・活動の要否の判断基準など、あらかじめ定められる部分は基準として定めておき、噴火時の火山現象や天候等の状況に応じ、発災後速やかに基準を作成したうえで、救助部隊間で基準を共有するものとする。</u></p>

注) 「内容」欄の下線部分は平成29年3月の改正予定箇所を示す。



(ウ) 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常的生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常的生活。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

※表中の下線部分は平成 29 年 3 月の改正予定箇所を示す。以下同じ。

(エ) 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲に おける嚴重な警戒 (居住地域嚴重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	火口から居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺に おける警戒 (入山危険)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの 火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	(活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

別表 3 御嶽山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応(※)	想定される現象等
噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流(積雪期には融雪型火山泥流)が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から 居住 地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。	・大きな噴石の飛散が 1km を超える噴火が発生すると予想されるが、概ね 4km を超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される 【過去事例】 1979 年 10 月 28 日：剣ヶ峰南西側斜面(79-1～10 火口)で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が 1km を超える可能性があるとして予想。ただし、4km を超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想  ・大きな噴石が 1km 以上飛散する。ただし、概ね 4km を超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される 【過去事例】 2014 年 9 月 27 日(※詳細は気象庁で調査中)
				住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	・地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】 2007 年 3 月後半：79-7 火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側 200m 範囲に降灰 2006 年 12 月～2007 年 2 月：山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991 年 5 月中旬：79-7 火口でごく小規模な噴火が発生し、東側 200m 範囲に降灰 1991 年 4 月～7 月：火山性地震・微動の増加  ・小規模噴火が発生し、火口から約 1km 以内に大きな噴石が飛散する 【過去事例】 有史以降の事例なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等(2008 年 3 月現在、八丁たるみ内規制中)。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり

注 1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注 2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる

※このレベルは地元市町村等と協議して作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。

別表4 焼岳の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ・火砕流、溶岩流、融雪型泥流(積雪期の場合)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ・火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 約4000年前の噴火(下堀沢溶岩流の噴火) 約2300年前の噴火(円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火)
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2kmまで噴石が飛散。 【過去事例】 1915年:水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から1km程度で倒木。
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1kmまで噴石が飛散。 【過去事例】 1962年:水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 <u>2011年3月現在の状況</u>

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。

別表5 白山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・融雪型泥流(積雪期)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火口から4km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 2200年前の噴火:溶岩流が約7km流下形成(白水滝溶岩)、溶岩ドームの形成 1554~56年:マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・火口から2km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1042年:翠が池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、軽石
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 2005年:地震活動活発 2011年3月:地震活動活発 2014年12月:地震活動活発

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

このレベル表は地元市町村等と調整の上で作成したものであり、各レベルにおける具体的な規制範囲等については関係市町村の地域防災計画等で定める。